

別表(第2条関係)

老朽空き家の判定基準表

評価区分	評価項目	評価内容	
構造の腐朽又は破損の程度	① 床	ア 根太落ちがあるもの	
		イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	
	② 基礎土台柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	
	③ 外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	
		イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	
	④ 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがある又は雨もりのあるもの	
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	
		ウ 屋根が著しく変形したもの	
	その他	⑤ 居住可能性	上記以外の要素により、現状での居住が困難であると考えられるもの

備考 評価項目のいずれかに該当するものを老朽空き家とする。